

# 国税通則法

# 学習会

平成25年1月施行の国税通則法  
納税者に新たな義務！

今度の改悪された新国税通則法は「税務調査7年」「記帳義務化」「質問調査権の大幅な強化」「帳簿書類の預かり規定」「事前通知なしの合法化」「調査終了後も再調査」「新たな租税罰則の創設」など納税者の権利を大きく後退させ、税務調査での税務署の権限を強化する重大な問題が含まれています。

## 税務署の横暴

# STOP



## 平成24年8月19日(日)

場 所：崇城大学ホール(熊本市民会館)第5会議室

時 間：AM10:30～PM3:00まで

講演内容：AM:国税通則法の改悪の内容と対策  
消費税、地方税の差し押さえ問題など

PM:討論

(資料代500円)

講 師：岸森彰税理士

(経歴)

全国税労働組合

・中央執行委員

・九州地方連合会執行委員長など歴任

2007年退職後、税理士開業

現在、「全国税制懇話会」「税経新人会」所属

(お願い) 公共交通機関の利用をお願い致します。

### 徴税強化反対！

納税者の権利確立を訴えよう

主催

熊本県商工団体連合会

熊本市中央区水前寺2-17-12

TEL：096-385-2124

FAX：096-385-2129

担当：森